

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正案について

1 改正の趣旨

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら処理し、若しくは許可業者に処理を委託する義務若しくは事業系一般廃棄物の保管場所を設置する義務に違反した事業者又は市長が求めた必要な報告をしない事業者若しくは市の職員による立入検査に応じない事業者に対し、過料を設けることにより事業系一般廃棄物の適正な処理を促進し、もって生活環境の保全を図るため、その条例の一部を改正します。

2 現在の条例規定内容

- (1) 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において市の施設に搬入し、又は市の収集運搬許可業者に委託しなければなりません。
- (2) 事業者は、再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければなりません。
- (3) 市長は、事業者が上記規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができます。
- (4) 市長は、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができます。
- (5) 市長は、市職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

3 改正の概要

- (1) 条例に基づく市の求める必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした事業者又は市の職員が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業者に対し、勧告、命令の規定を加えます。
- (2) 上記の命令に違反した事業者及び事業系一般廃棄物を自ら処理し、若しくは許可業者に処理を委託する義務又は事業系一般廃棄物の保管場所を設置する義務に違反し、市による改善命令に従わなかった事業者に対し、過料の規定を加えます。

4 施行期日

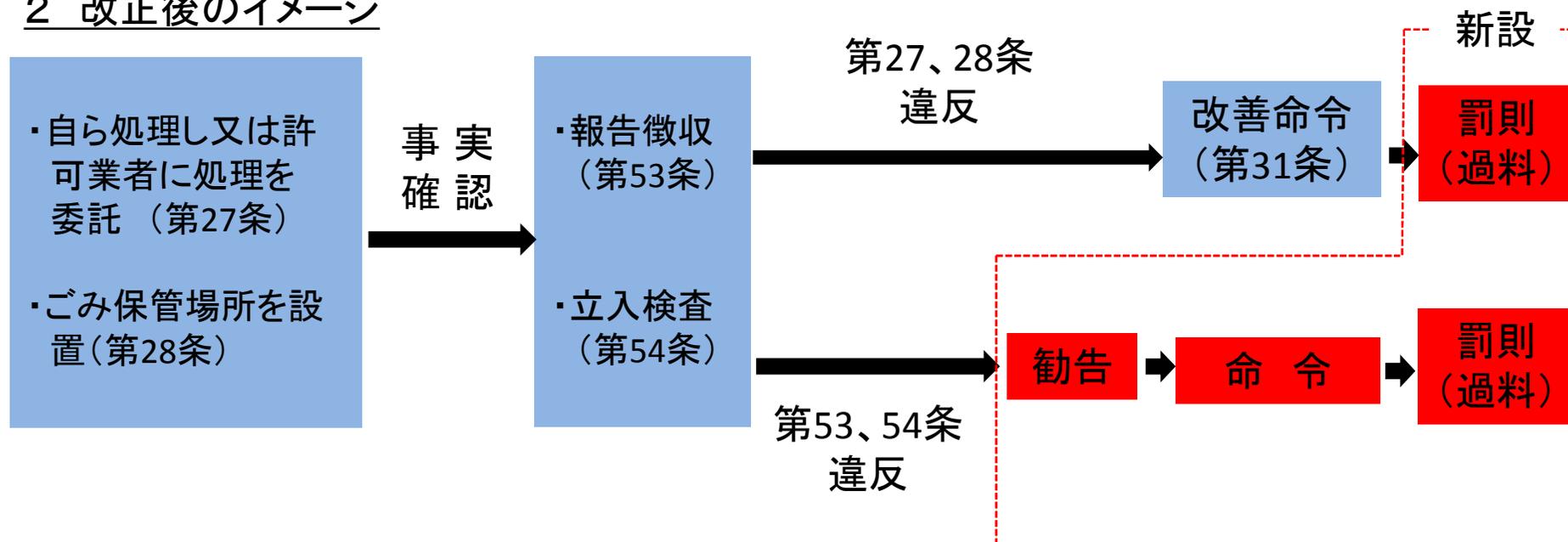
平成31年4月1日から施行

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案について (事業系廃棄物排出者への指導強化対策)

1 現状と課題

- ①適正なごみ処理をしない事業者が存在する
- ②ごみ排出に関する報告徴収や立入検査を求めても、誠実に対応しない事業者が存在する
- ③現行の条例では、報告徴収や立入検査及び改善命令に従わない事業者への罰則規定なし

2 改正後のイメージ



川口市戸塚環境センター施設整備基本計画について（報告）

（1）基本計画の背景・目的

本市の焼却処理施設（一般ごみ処理施設）である戸塚環境センター西棟は、平成22年度から平成24年度にかけて、15年程度の施設の延命化を図る大規模改修工事を実施したが、平成39年度前後には、主要設備が再び更新時期を迎える。このため、本市では西棟に代わる一般ごみ処理施設として、廃炉した東棟を建て替える必要がある。

また、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、竣工から40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、東棟と併せて建て替える必要がある。

さらに、戸塚環境センターは、一般ごみ及び粗大ごみの自己搬入を受け入れているが、繁忙期には、敷地外まで一般車両が渋滞することや、敷地内は昭和40年代にごみを埋め立てたため、地下にごみが埋設されていることなど、これら課題を解決する必要がある。

このような状況を踏まえ、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会において、平成28年度は、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持するため、新たな一般ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備に向けた川口市戸塚環境センター施設整備基本構想を策定した。平成29年度には、基本構想を踏まえ、地域の状況や立地条件、法規制等を十分に把握し、焼却処理方式、環境保全計画、施設配置計画等を具体的に定めた川口市戸塚環境センター施設整備基本計画を策定した。

（2）川口市戸塚環境センター施設整備基本計画の概要

別添のとおり。

川口市戸塚環境センター－施設整備基本計画の概要

1 背景・目的

◆ 一般ごみ処理施設

平成39年度前後に更新時期を迎える西棟に替わる一般ごみ処理施設の整備が必要

◆ 粗大ごみ処理施設

竣工後40年以上が経過し、老朽化しているため建替が必要

<平成28年度>

【川口市戸塚環境センター施設整備基本構想策定】

- ・ 基本的な考え方などを整理
- ・ 施設整備の基本方針、各種諸元の検討方針を決定

<平成29年度>

【川口市戸塚環境センター施設整備基本計画策定】

焼却処理方式、環境保全計画、施設配置計画等を具体的に検討

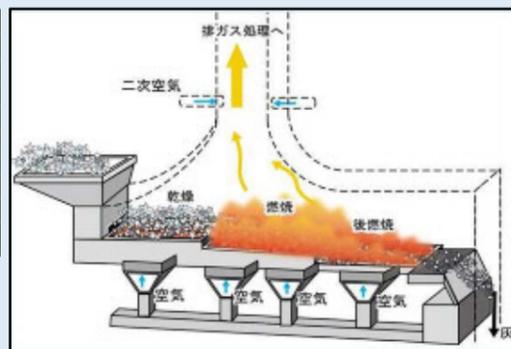
2 施設整備の基本方針

◆ 基本構想にて、「施設整備の基本的な考え方」及び「現状と課題」を整理し、施設整備の基本方針を策定しました。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 方針1 安全・安心に配慮した施設とします。 | 方針5 環境に優しい施設とします。 |
| 方針2 安定的にごみを処理できる施設とします。 | 方針6 地域に開かれた施設とします。 |
| 方針3 経済性に優れた施設とします。 | 方針7 災害発生時に対応できる施設とします。 |
| 方針4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします。 | |

3 焼却処理方式

項目	焼却方式		ガス化溶融方式	
	ストーカ方式	流動床方式	シャフト炉式	流動床炉式
方針1 安全・安心	◎	△	◎	○
方針2 安定性	○	○	○	○
方針3 経済性	◎	◎	○	○
方針4 循環型社会貢献	◎	○	△	○
方針5 環境配慮	◎	○	△	○
方針6 地域性	○	○	○	○
方針7 災害対策	◎	○	◎	○
総合評価	◎	○	○	○



ストーカ方式の模式図

現在の戸塚環境センター西棟と同じ**ストーカ方式**に決定

4 施設規模

- 計画目標年(稼働開始年) ○将来ごみ処理量
- 災害廃棄物処理 等

新焼却処理施設の規模 : **285 t/日**
 新粗大ごみ処理施設の規模 : **26 t/日**

5 環境保全計画

◆ 関係法令が適用される排ガス、排水、悪臭、騒音、振動について検討しました。

- ① 関係法令の規制基準値
- ② 朝日環境センターの基準値
- ③ 戸塚環境センター西棟の基準値

公害防止目標値を設定

項目	区分	適用		備考
		焼却	粗大	
排ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0.01	—	○西棟よりも厳しい朝日環境センターと同じ基準 ○水銀についての規制を追加
	塩化水素HCl (ppm)	10		
	硫酸酸化物SO _x (ppm)	10		
	窒素酸化物NO _x (ppm)	50		
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.05		
	水銀 (μg/m ³ N)	30		
排水	公共用水域	法令規制値以下		○公共用水域排水における規制基準
悪臭	敷地境界線	法令規制値以下		○川口市、草加市の規制基準を遵守 ⇒臭気指数(川口市) ⇒物質濃度(草加市)
	煙突等気体排出口 排水	法令規制値以下		
騒音	朝 6時～8時 (dB(A))	50以下		○騒音規制法の規制基準
	昼 8時～19時 (dB(A))	55以下		
	夕 19時～22時 (dB(A))	50以下		
	夜間 22時～6時 (dB(A))	45以下		
振動	昼間 8時～19時 (dB)	60以下		○振動規制法の規制基準
	夜間 19時～8時 (dB)	55以下		

6 施設配置計画

◆ 収集運搬車両、自己搬入車両、その他搬出車両や余熱利用施設の利用者等を考慮し、円滑・安全に運営ができるよう施設配置を検討しました。

- ① 関係法令等を遵守
- ② 作業性・経済性・周辺環境への配慮
- ③ 公害対策に留意
- ④ 限られた敷地を有効利用

- ・ 敷地外までの車両渋滞の緩和
- ・ 周辺環境に配慮し、搬入出車両による騒音、振動対策などを考慮

配置計画(案)を軸に検討、設計



配置計画(案)

7 埋設廃棄物対策

《埋設廃棄物等の調査について》

- 敷地内に埋設廃棄物を確認
⇒ 約12万m³
- 埋設廃棄物に土壌汚染対策法上の基準を超える鉛が検出
- 埋設廃棄物中の一部の宙水から環境基準を超える鉛等が検出

《周辺への影響について》

- 下流側敷地境界の地下水を調査した結果基準値以下を確認
⇒ 周辺への影響はない

工事範囲における埋設廃棄物の適正処理を実施

8 概算事業費及び財源計画

概算事業費

《戸塚環境センター施設整備費：約336億円》

- 新焼却処理施設
- 新粗大ごみ処理施設
- 地域還元施設(余熱利用施設)
- 埋設廃棄物対策 等

《その他の施設整備費：約123億円》

- 朝日環境センターや収集事務所の整備が必要

本市環境施設に係る財源計画

《総事業費：約459億円 内訳》

- ◆ 循環型社会形成推進交付金 : 約110億円
- ◆ 一般廃棄物処理事業債 : 約263億円
- ◆ 一般財源(環境施設整備基金) : 約86億円

《財源対策》

- ・ 新焼却処理施設の高効率発電による売電収益
- ・ 新焼却処理施設の事業方式の見直し 等

9 施設整備スケジュール

施設整備スケジュール(案)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
事前調査	[Blue arrow from H28 to H29]											
計画等業務	[Green arrow from H28 to H33]											
環境影響評価	[Red arrow from H29 to H32]											
新粗大ごみ処理施設建設工事(解体を含む)	[Yellow arrow from H34 to H36]											
新焼却処理施設建設工事(解体を含む)	[Black arrow from H36 to H39]											